様式第3号(第4条関係)

指令　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

出雲市長

墓地使用許可取消決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けの墓地使用許可について、出雲市上塩冶墓地の設置及び管理に関する条例第8条の規定により許可を取り消しましたので通知します。つきましては、同条例第14条の規定により速やかに墓地を原状に回復し、墓地の返還届書を提出してください。

記

　(理由)

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。